



## 平成31年度税制改正における中小企業関係税制のポイントについて

平成31年度税制改正大綱における、中小企業・小規模事業者に関する税制改正の概要が中小企業庁より発表されました。本稿では、特に注目すべきポイントについて紹介いたします。

詳細は中小企業庁ホームページに掲載されています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.htm>

経済産業省全体の税制改正については、下記ホームページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2019/zeisei\\_k/index.html](http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2019/zeisei_k/index.html)

### 個人版事業承継税制の創設 (相続税・贈与税)

新設

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加(※)。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設**する。

#### 改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

#### ① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○ **土地・建物** (土地は400㎡、建物は800㎡まで)

○ **機械・器具備品**

(例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○ **車両・運搬具**

○ **生物** (乳牛等、果樹等)

○ **無形償却資産** (特許権等)  
等

【工作機械】



【診療機器】



#### ② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

#### ③ 納税額の全額(100%)が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

#### ④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間  
に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制



## 中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例

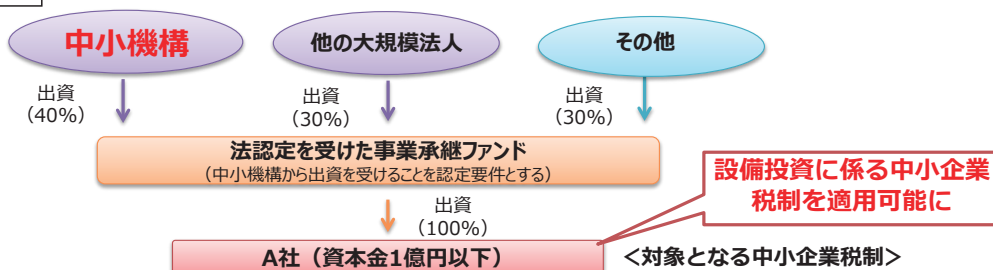
新設

(法人税・法人住民税・事業税)

- 将来的なM & Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、**近年その数は増加傾向**。
- 他方、事業承継ファンドを通じた**中小機構による出資割合が一定以上となる場合**、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、**設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約**があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた**事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しない**こととする措置を講ずる。

### 改正概要

【適用期限：各租特の適用期限に準ずる】



※資本金1億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。

- ①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有
- ②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有

※従前は、中小機構も大規模法人に該当することから、上記の事例も②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

### <対象となる中小企業税制>

- 中小企業経営強化税制
- 中小企業投資促進税制
- 商業・サービス業活性化税制
- 被災代替資産等の特別償却
- 中小企業防災・減災投資促進税制【新設】

## 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設

新設

(法人税・所得税・事業税)

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却(20%)**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画**を、**経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

### 改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

### 税制の概要

#### 【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者

#### 【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

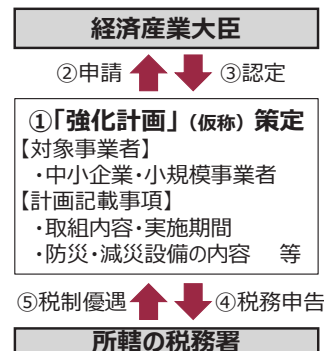
#### <対象設備>

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

#### 【税制措置の内容】

対象設備への投資に対する特別償却（20%）を講じる。

### 【税制措置のスキーム】



## 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長

延長・強化

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業・小規模事業者の「**攻めの投資**」を後押しするための税制として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押し、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長。**
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

### 改正概要

【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%) <b>⇒延長・強化</b>			
	生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資			
	<b>【中小企業投資促進税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) <b>⇒延長</b>		<b>【商業・サービス業活性化税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) <b>⇒延長</b>	

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

## 中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- **中小企業者等の法人税率**について、**年間800万円以下の所得金額**に対する税率は、**1.9%から1.5%に軽減**されている。
- 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、**中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長。**

### 改正概要

【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置法：適用期限 平成32年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について1.9%に軽減されている(本則)。
- 当該税率を、平成33年3月31日までの時限的な措置として、更に1.5%に軽減(租税特別措置)。

対象	本則税率	租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%
	年800万円以下の所得金額	<u>1.9%</u>

## 研究開発税制の拡充（中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の延長）

延長

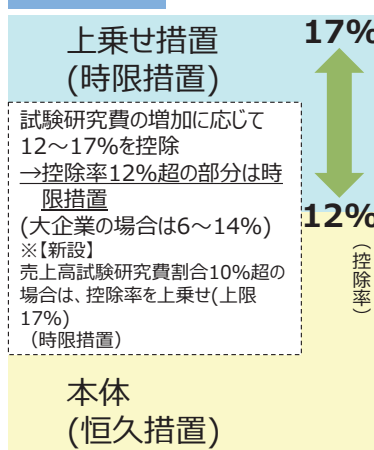
（所得税・法人税・法人住民税）

- 中小企業技術基盤強化税制は、試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除する制度（法人税額の25%が上限）。試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、この上乗せ措置を2年間延長する。

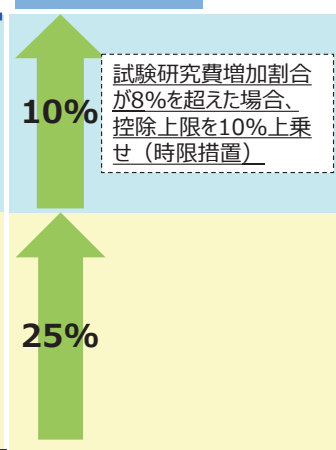
### 改正概要

【適用期限：時限措置については平成32年度末まで】

### 【控除率】



### 【控除上限】



※控除率

= 通常の控除率 + {(売上高試験研究費割合 - 10%) × 0.5} × 通常の控除率

## 中小企業・小規模事業者関係のその他の項目について

### <拡充・制度整備>

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図るため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、その適用期限を2年延長する。

- 保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会が、今後の異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立に係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、その適用期限を3年延長する。

- 特別貸付けに係る金銭消費貸借契約書における税制上の所要の整備（印紙税）

商工中金が激甚災害により被害を受けた者に対して行う国の制度によらない災害復旧資金の貸付けにおける金銭消費貸借契約書に係る印紙税については非課税とする。この改正は平成30年5月20日以後に発生した激甚災害に係る金銭消費貸借契約書について適用する。

- 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続等の見直し（相続税、贈与税）

事業の継続・発展を通じた地域経済及び雇用の維持・活性化を図る観点から、中小企業経営者の事業承継をより一層後押しするため、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続等について、所要の措置を講ずる。

### <廃止>

- 中小企業等の貸倒引当金の特例の廃止（法人税、法人住民税、事業税）

貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに1/5ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講ずる。